

中小企業の IoT 化支援事業
「2019 年度 公募型共同研究」追加募集（3 月開始）
に係る公募要領

2019 年 12 月 12 日
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

【目次】

1. 公募型共同研究の概要.....	1
1.1. 公募の目的.....	1
1.2. 公募の概要.....	1
2. 応募要件.....	2
2.1. 応募の形態.....	2
2.2. 代表申請者の要件.....	2
2.3. 共同研究者の要件.....	4
2.4. 重複応募の禁止.....	4
3. 公募事業の仕組み.....	4
4. 公募事業実施に必要な条件.....	5
5. 公募事業スケジュール.....	6
6. 対象経費.....	7
7. 審査方法.....	9
8. 成果の報告.....	10
9. 知的財産権の取り扱いについて.....	10
10. 申請の手続き.....	10
11. 公募説明会.....	12
12. 留意事項.....	12
13. 問い合わせ先.....	13

1. 公募型共同研究の概要

1.1. 公募の目的

現在、さまざまなものがインターネットを通じて繋がることにより新たなサービスやビジネスモデルを生み出す IoT (Internet of Things) 社会が進展しつつあります。IoT 社会の実現にあたり、中小企業においても、IoT 活用による生産性の向上や業務の効率化、IoT 関連製品の開発や新たなサービス・ソリューションの提供によるビジネス創出が期待されています。

このような背景のもと、中小企業の IoT 化支援事業 公募型共同研究 (以下、「本公募事業」という。) では、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター (以下、「都産技研」という。) が、IoT 関連製品や IoT 導入に係る研究開発を中小企業と行うことにより、中小企業の IoT 活用を促進し、中小企業の新規事業参入や競争力向上を支援することを目的としています。

1.2. 公募の概要

本公募事業では、「IoT 共同開発研究」について、研究開発テーマを追加募集し、IoT 関連製品・サービスの製品化・事業化、IoT 導入による生産性向上等が見込まれるテーマについて、都産技研が研究開発を委託して共同研究として実施します。都産技研が研究開発の必要経費 (限度額内) を委託費として負担するほか、研究開発の一部を分担 (都産技研が保有するシーズの活用や施設・設備の利用等) します。

(1) 研究の種類

ア) IoT 共同開発研究

以下の要件を満たすもの。

- ・ 「IoT を活用した新製品・新サービスの創出」を目的に、ハードウェア、ソフトウェア、システム等の研究開発を行うものであること。
- ・ 以下のいずれかに関連する研究開発であること。
 - ▶ モニタリング (状態監視、位置情報管理、動線・実績把握など)
 - ▶ データ連携 (スマートデバイス、オープンデータ、企業連携など)
 - ▶ 予防予知保全 (異常検知、故障予測、保守作業など)
 - ▶ 遠隔制御 (機器運用、ファームアップ、エッジコンピューティングなど)
- ・ 研究終了後概ね 1 年以内の製品化・事業化を目指していること。

(2) 研究期間

ア) IoT 共同開発研究

2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで (1 年)

(3) 委託費（上限限度額）

ア) IoT 共同開発研究

1 テーマにつき 500 万円（消費税を含む）

(4) 委託対象経費

研究開発に必要な経費については、前項（3）の上限限度額内において、都産技研が委託費として全額負担します。ただし、委託費の対象となる経費には一定の制限があります。対象となる経費については「6. 対象経費」を確認してください。

委託費については、各種証憑書類の提出とともに一定の手続きと、都産技研の承認を得ることで、概算払いを受けることができます場合があります。なお、条件を満たさない場合には返金を求める場合があります。

2. 応募要件

2.1. 応募の形態

本公募事業には、単独の都内中小企業者、または、都内中小企業者を代表とする中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等の複数の法人で構成された共同体（以下、「共同体」という。）で応募することができます。

単独の都内中小企業者で応募する場合は、その都内中小企業者が「代表申請者」として応募申請してください。共同体で応募する場合は、その共同体の代表となる都内中小企業者が「代表申請者」として応募申請してください。なお、共同体を構成する「代表申請者」以外の法人は「共同研究者」となります。

2.2. 代表申請者の要件

代表申請者は、東京都内に登記簿上の事業所があり、日本国内に開発拠点を構える中小企業者であることが必要です。業種の限定はありません。なお、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定される中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参加していないものとします。

中小企業基本法第2条における中小企業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	50人以下

なお、中小企業関連立法に準じて下記業種においては中小企業として定義します。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

◆外資系企業の扱い

外資系企業（本公募事業では株式の50%以上を外資企業が保有する場合を外資系企業と定義します）の応募は原則認めます。ただし、上記の都内中小企業者の要件を満たす日本法人格を有するとともに、日本国内にて技術開発および営業販売を行う拠点を有する企業であることを条件とします。

◆大企業の扱い

「大企業が実質的に経営に参加している（いわゆる「みなし大企業」）」とは、以下に該当する場合です。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること。
- ・ その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2) 大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

2.3. 共同研究者の要件

共同研究者は、日本法人格を有し、日本国内に拠点を構える中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等であることが必要です。

2.4. 重複応募の禁止

代表申請者または共同研究者が同一のテーマ・内容で国・都道府県・区市町村・その他支援機関等から助成等を受けている場合または受けたことがある場合、本公募事業に応募することはできません。

3. 公募事業の仕組み

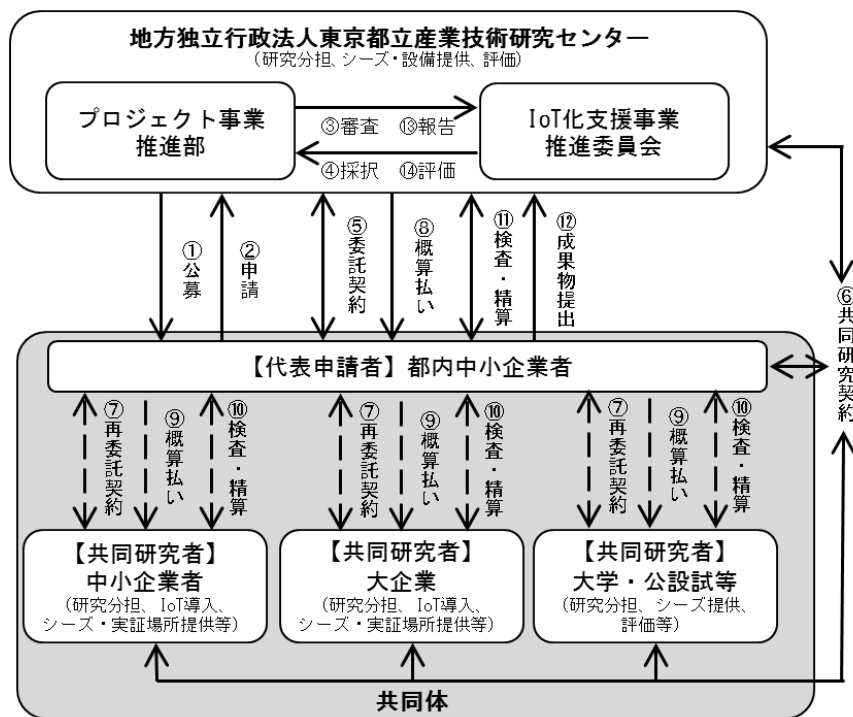


図 1 公募事業の流れ

本公募事業は図 1 の流れで実施します。代表申請者から申請された研究開発計画を都産技研 IoT 化支援事業推進委員会にて審査し、採択テーマを決定後、都産技研が代表申請者と委託契約を締結して共同研究を実施します。共同体での応募の場合は、代表申請者と共同研究者それぞれが再委託契約を結んでいただきます。同時に、都産技研と共同体の参画者全員で共同研究契約を締結します。

(1) 委託契約

契約金額、予算の配布、実施計画について定めた、本公募事業の実施に係る契約です。都産技研と代表申請者との2者で締結します。

(2) 再委託契約

契約金額、予算の配布、実施計画について定めた、本公募事業の実施に係る契約です。代表申請者と共同研究者との2者で締結します。共同研究者が複数ある場合はそれぞれと締結していただきます。なお、代表申請者が研究開発の全てを共同研究者に再委託することはできません。

※ 共同研究者の予算配布額が0円の場合でも、再委託契約書の締結が必要です。

(3) 共同研究契約

都産技研のシーズや設備の活用や、本公募事業の実施に係る知的財産等の権利の取り扱いを定めた契約です。都産技研および代表申請者、共同研究者からなる共同体全員で締結します。

1. 委託契約、再委託契約、共同研究契約の期間は原則1年とし、事業年度ごとに契約締結していただきます。

4. 公募事業実施に必要な条件

(1) 事業化計画の明確性

本公募事業では、中小企業のIoT活用を促進するため、実現性の高い研究計画を募集します。本公募事業終了後、概ね1年以内にIoT関連の製品化・事業化、工場や事業所等へのIoT導入による生産性向上を目指した「事業化計画」を有していることが必要です。

(2) 代表申請者による研究計画の取りまとめ

代表申請者は申請した研究計画の遂行について責任を持っていただきます。代表申請者は、本公募事業の責任者として、研究計画の実施管理や共同体を構成する法人間の相互調整等を行うとともに、都産技研との総合的な連絡窓口を担う必要があります。また、代表申請者は、研究開発全体を統括・管理する「研究開発責任者」を置く必要があります。

(3) 公募事業実施の体制

本公募事業の実施体制や管理体制が整っていることが必要です。研究開発に必要な知識、技術、経験、人員、設備等を有していること、本公募事業に係る経理等事務に必要な知識、経験、人員等を有していることなどが必要になります。

(4) 国内での研究実施

研究開発（実証実験等を含む）は全て日本国内で行う必要があります。

(5) 研究会への参加

代表研究者および共同研究者は都産技研が運営する「東京都 IoT 研究会」へ参加する必要があります。

5. 公募事業スケジュール

研究実施期間：

2020年3月1日から2021年2月28日（1年）

公募説明会：

2019年12月19日

個別相談：

2019年12月19日

申請受付期間：

2020年1月7日から2020年1月9日

審査期間：

（書類審査）2020年1月10日～1月22日（予定）

（面接審査）2020年2月上旬（予定）

採択決定：

2020年2月上旬

研究開始：

2020年3月1日

委託費支払：

2020年4月1日以降 請求に基づき四半期1回の概算払いを予定しています。

終了評価：

研究終了時、研究成果および製品化・事業化の見込みについてヒアリングを行います。

経理検査：

2021年3月

精算：

2021年4月（予定）

成果報告書の提出：

2021年2月

6. 対象経費

委託費の対象となる経費は、2020年4月1日以降に生じたもので本公募事業にのみ利用されることが明確であり、必要性および金額の妥当性を経理検査によって確認できるものとなります。具体的には以下の項目が対象となります。

- ◆ 都産技研が提示する経理の手引きに基づき、年1~2回対象経費の経理検査を実施します。発生した経費の妥当性について対外的に明確に説明できるよう経理処理を行ってください。
 - ※ 概算払を利用した場合であって、経理検査により認められる経費の金額が概算払の金額よりも少ない場合は、差額の返金が発生します。
- ◆ 代表申請者は、共同研究者の経費計上についても責任を持っていただきます。
- ◆ 共同研究者においても、代表申請者と同様の経理証憑書類をご準備いただきます。
- ◆ 代表申請者あるいは共同研究者が提供するサービスの利用料金は対象外です。
 - ※例：共同体内に通信事業者がいる場合にその企業の提供する回線を使用する料金
 - 共同体内にレンタル業者がいる場合にその企業が扱う商品を利用する料金
 - 共同体内に大学がいる場合にその大学に対する技術指導や施設利用に係る料金
 - 共同体内に試験研究機関がいる場合にその試験や施設利用、指導に係る料金
- ◆ 不明点については個別相談または質問期間にご相談ください。

(1) 機器設備費

① 機械装置費

研究開発に必要な機械装置等の購入費。耐用年数1年以上、10万円（税込み）以上のものを対象とします。生産設備（量産するための機器設備）の購入は認めません。また、本公募事業以外への利用も認めません。

- ※ 固定資産（税込50万円以上）は都産技研の所有となるため、原則、研究終了後に都産技研に返却する必要があります。研究実施上製造された試作品や機器設備等についても、原材料・部品の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産となります。
- ※ 研究開発に必要であれば、サーバー、パソコン、プリンター等の汎用性設備も対象とします。ただし、リース等でも必要性を満たせる場合は、リース等の利用を優先していただきます。

② 保守・改造修理費

研究開発するうえで必要な機器設備の保守・改造および修繕に係る費用です。専ら本公募事業に使用する設備機器で、研究開発に不可欠な場合のみ計上を認めます。

(2) 労務費

① 研究開発員費

研究開発並びに事業化のための営業活動を含む、本公募事業の実質に係わる研究開発者等の労務費です。

② 管理員費

本公募事業実施のうえで、必要な事務作業、管理業務を行う管理員の労務費です。

③ 補助員費

本公募事業に従事するアルバイト、パート等の補助員の労務費です。

(3) 事業費

① 備品・消耗品費

本公募事業のうえで必要な備品、消耗品等の購入に必要な経費です。前記(1)①機械装置費に該当しない、耐用年数1年未満、10万円(税込み)未満の物品を対象とします。

※ 複数の備品・消耗品を組み合わせる場合、その購入額の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産となります。

② 旅費・交通費

本公募事業実施の際の打合せ、研究開発(実証実験、営業活動を含む)時に必要とする交通費、宿泊費、日当等の費用です。

③ 外注費

共同研究者以外に、加工・設計・分析検査・実証実験等を外注する場合に係る費用です。実証実験実施に係る倫理審査の外部委託費用も対象とします。ただし、他者に本公募事業の本質となる研究開発、営業活動等を依頼することは原則認めません。その場合は、共同研究者としてください。

④ 知的財産権に係る経費

研究開発で発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査、弁理士手数料等に係る費用です。出願に際して特許庁に支払う印紙代は対象外となります。

⑤ 技術の使用に係る経費

研究開発において、他者の知的財産権等を利用する場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する費用です。実施許諾料や技術指導料を計上する場合は、契約前に権利所有者(技術所有者)と実施料(技術指導料)の調整を行い、実施契約等何らかの契約を結ぶことが確実であることが必要になります。

⑥ 保険料

実証実験の際の不意の事故に備えて加入する損害補償等の保険料です。

⑦ その他経費

上記①～⑥に該当しない研究開発等に必要経費です。クラウドサービスの使用料や通信費、機器リース費なども含まれます。

7. 審査方法

書類審査と面接審査の2段階による審査を実施します。申請書類に基づき、書類審査（一次審査）を行い、書類審査を通過した申請者に対して、面接審査（二次審査）を行います。

（1）書類審査

2020年1月中旬（予定）

IoT化支援事業推進委員会の委員と専門の研究者による書類審査を行います。申請書類の記載内容に基づき審査を実施します。

（2）面接審査

2020年2月上旬（予定）

IoT化支援事業推進委員会の委員と外部の有識者による面接審査を行います。申請書類の記載内容、申請者のプレゼンテーションの内容、プレゼンテーションに関する質疑応答の内容に基づき審査を実施します。

なお、共同体による体制の場合は、共同研究者の参加を推奨します。

（3）審査基準

① 開発技術の実現性

研究開発するIoT関連製品やシステム等の優位性・独創性および実現性を評価します。優位性のある特許やノウハウ・技術を保有しているか、開発等の実績（製品、試作品等）を有しているか等を審査します。

② 研究計画の妥当性

研究開発に向けた具体的かつ現実的な内容・スケジュール・体制となっているかを評価します。技術的課題が明確で、その解決方法が適切であるか、目標設定は妥当であるか、安全・倫理・情報管理・法令面への対策が行われているか等を審査します。

③ 実用化・事業化の可能性

研究開発するIoT関連製品やシステム等の製品化・事業化に関して、市場分析を行っているか、販売計画（コスト、製造・販売体制等）を有しているか等を評価します。

④ 事業者評価

公募事業実施に必要な事務作業能力（経理的基礎知識を備えているか、事務作業や書類等準備を行える体制にあるか等）と財務能力（財務的基盤を備えているか等）を有しているかを審査します。

※ 上記の観点に加え、都産技研の研究開発に係る分担内容について実施可能性を評価し、採択を決定します。

8. 成果の報告

本公募事業では研究成果の報告として終了評価を実施するとともに、成果報告書(最終成果物)を提出いただきます。

(1) 終了評価

研究終了後に、研究成果の報告をヒアリング評価します。

(2) 成果報告

研究終了後に成果報告書を提出していただきます。また、成果報告書とともに最終成果物(試作品等)一式と、図面・設計図書等を提出いただきます。

◆成果の公開

本公募事業の成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、都産技研へ申請のうえ、承認を得ることで非公開とすることを認めます。

9. 知的財産権の取り扱いについて

(1) 研究成果の帰属

本公募事業の実施により発生した特許権等の知的財産権は、原則その知的財産を発明した者に帰属します。

(2) 共同体内における知的財産権の取り扱い

知的財産の発明者が複数にわたる場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめ共同体内で取り決めを行っていただくことを推奨します。

10. 申請の手続き

本公募事業へ応募する場合は、都産技研ウェブサイト (<https://www.iri-tokyo.jp/>) に掲載されている申請書様式を用いて、下記の申請書一式を都産技研に提出してください。

(1) 申請書一式

- ・ 研究計画書 (様式 実-1-1-3)
- ・ 経費積算表
- ・ 研究計画書の概要資料 (研究計画書の概要や製品化・事業化の見込みについて A3 用紙 1 枚にまとめた資料を作成してください。指定様式はありません。)
- ・ 研究計画書の補足資料 (研究計画書に記載できないイメージ図等があれば作成してください。提出必須の書類ではありません。)

- ・ 決算報告書（直近2期分）
- ・ 定款
- ・ 登記簿謄本
- ・ 会社案内（パンフレット）
- ・ チェックリスト

申請書一式は、原則 A4 サイズとし、片面印刷したものの1部と、CD-R または DVD-R に格納した電子媒体を提出してください。電子媒体は、審査で利用しますので、必ず提出してください。

※ 申請書類に不備（電子媒体の不足含む）がある場合、審査での評価点が下がることがあるため、ご注意ください。

※ 決算報告書、定款、登記簿謄本、会社案内は代表申請者のものを提出してください。共同研究者については提出の必要はありません。

（2）個別相談

本公募事業の目的や制度をより深くご理解いただくため、個別相談を実施します。個別相談の実施期間は以下のとおりです。なお、応募にあたり、個別相談は必須条件ではありません。

① 概要

日時：2019年12月19日（木）13時00分から16時30分（予定）

場所：地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 本部

（東京都江東区青海 2-4-10）

※ 「1.1. 公募説明会」の終了後に引き続き実施

② 申し込み方法

下記「1.3. お問い合わせ」へお申し込みください（事前予約制）。

③ 注意事項

- ・ 申し込み順に受け付けしますので、希望時間が重複した場合、変更をお願いすることがあります。
- ・ 実施枠数には限りがありますので、お申し込みを受け付けられない場合があります。
- ・ 1件あたりの実施時間は30分までとします。

（3）申請受付期間

申請書の受付期間は以下のとおりです。

2020年1月7日（火）9時から2020年1月9日（木）17時まで

提出は、郵送等（締切日必着）または持参とします。FAX および電子メールによる提出は受け付けられません。提出された申請書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。

ださい。提出先は以下のとおりです。

【郵送先】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-5-10
テレコムセンタービル東棟 私書箱 1049 号
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
開発企画室 プロジェクト企画係 宛
「中小企業の IoT 化支援事業 追加公募に係る申請書在中」と朱書きのこと。

【提出窓口】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-5-10
テレコムセンタービル東棟 2 階
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
東京ロボット産業支援プラザ

※ 郵便事故による申請書類の未着や延着については、当方は一切の責任を負いません。

1 1. 公募説明会

日時：2019 年 12 月 19 日（木） 10 時 00 分から 11 時 30 分
場所：地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 本部
（東京都江東区青海 2-4-10）

1 2. 留意事項

（1）採択結果の公表等

採択した案件（代表申請者、研究テーマ名）は、都産技研のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を代表申請者へ通知します。審査経過や不採択理由についてのお問い合わせにはお答えしません。

（2）研究計画の変更

申請書に記載された研究計画の内容は、原則変更できません。ただし、正当な理由が認められる場合に限り、都産技研の承認を経たうえで変更が可能です。

（3）研究成果の普及

代表申請者は、研究終了後も、研究成果に係る製品化・事業化の推進に努めるとともに、研究開発した IoT 関連製品やシステム等について代表申請者を含む共同体以外の第三者に広く

普及させるよう努めていただきます。また、研究成果については、東京都および都産技研が行う普及事業（セミナー・講習会、成果発表会、施設公開、各種制作物等）や展示会の都産技研ブース等での利用に協力いただくとともに、東京都 IoT 研究会で共有していただきます。

(4) 研究終了後の報告義務

研究終了後 5 年間、年度毎に研究成果に係る事業実績を提出していただきます。

(5) 秘密の取り扱い

本公募事業への応募に際し、提出された書面、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報、審査の目的以外で利用することはありません。

1 3. お問い合わせについて

本公募事業の内容に関する質問等は、2019 年 12 月 20 日（金）～ 12 月 25 日（水）（各日 10：00～17：00）の期間に限り、FAX にてのみ受け付けます。受け付けた質問については、当該質問者にのみ FAX にて回答します。ただし、都産技研の判断により、質問および回答をウェブサイトに掲載する場合があります。

なお、上記期間を過ぎた場合のお問い合わせ、電話によるお問い合わせは一切応じられません。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

【問い合わせ先（FAX 送付先）】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
開発本部 開発企画室 プロジェクト企画係 宛
FAX：03-5530-2400